明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業一）　一
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく金融取引の調整を指定する件（同二）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本放送協会落札、プログラムの著作物に係る登録、農業会議組織変更（石川県）関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四

告示

○経済産業省告示第一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十八年一月四日

経済産業大臣　林　幹雄

番号	業種	指定期間
一	養蚕農業（製造加工設備を有する蚕種製造業に限る。）	平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	鉄鉱業	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	安山岩・同類似岩石採石業	
七	ぎょう灰岩採石業	
八	砂岩採石業	
九	砂・砂利・玉石採取業	
十	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
十一	耐火粘土鉱業	
十二	ドロマイト鉱業	
十三	長石鉱業	
十四	けい石鉱業	
十五	天然けい砂鉱業	
十六	石灰石鉱業	
十七	ベントナイト鉱業	
十八	滑石鉱業	
十九	他に分類されない鉱業	
二十	一般土木建築工事業	
二十一	土木工事業（別掲を除く）	
二十二	舗装工事業	
二十三	建築工事業（木造建築工事業を除く）	